

# 糸魚川市公共交通抗ウイルス加工実施支援補助金交付要領

## 1 目的

市内の交通事業者が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために行う対策に係る経費に対し、補助金を交付します。

## 2 補助対象者

市内に営業所を置く路線バス、コミュニティバス、貸切バス、タクシーまたは福祉タクシー事業者※に限ります。

※道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業、ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者

## 3 補助対象経費

補助対象者が所有する車両（旅客を運送している車両に限る。）に対し、車両内に長期間抗ウイルス効果※のある加工を実施するために要する経費。（ただし、令和3年3月31までに加工が完了していること）

※1年以上の効果継続が期待できる手法とし、抗ウイルス加工を実施した旨の表示を行うこと。

## 4 補助金額

補助対象経費（税抜き）の全額とし、車両定員に応じて補助上限額を設定します。ただし、他の補助制度を利用している場合は、その金額を差し引いた金額とします。（1,000円未満切り捨て）

車両定員	10人未満	10人以上20人未満	20人以上
補助上限額	3万円/台	7万円/台	10万円/台

## 5 補助申請期間

令和2年12月25日から令和3年3月1日まで

## 6 提出書類

糸魚川市公共交通抗ウイルス加工実施支援補助金交付申請書およびその他必要書類

## 7 提出方法

下記の提出先に郵送で提出してください

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による密集・密接を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします

**【提出先】 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 糸魚川市役所建設課 行**

## 8 問合せ先・担当

糸魚川市 産業部 建設課 計画交通係

電話番号：025-552-1511（内線2372） FAX番号：025-552-8477